

青空駐車場・洗車場・資材等置場を 設置される方へ

西宮市では、敷地規模 300 m²以上の青空駐車場（洗車場）または
150 m²以上の資材等置場を設置する前に届出が必要です。

詳しくは、西宮市環境保全課 電話：0798-35-3801

そのほか、

駐車部分の面積が500m²以上の一般公共の用に供される駐車場[※]
を設置するとき・・・

交通政策課 電話：0798-35-3527

※ 一般公共の用に供される駐車場…利用する人の資格が限定されず、一般公衆の自由な利用に供される駐車場。ビル内事務所の専用駐車場や月極駐車場等の特定の車のみを扱う駐車場は該当しません。

市道の占用・改築・工事等をするとき・・・

土木管理課 電話：0798-35-3634

工事時に重機を使用するとき・・・

環境保全課 電話：0798-35-3809

重機を運搬するとき・・・

土木管理課 電話：0798-35-3639

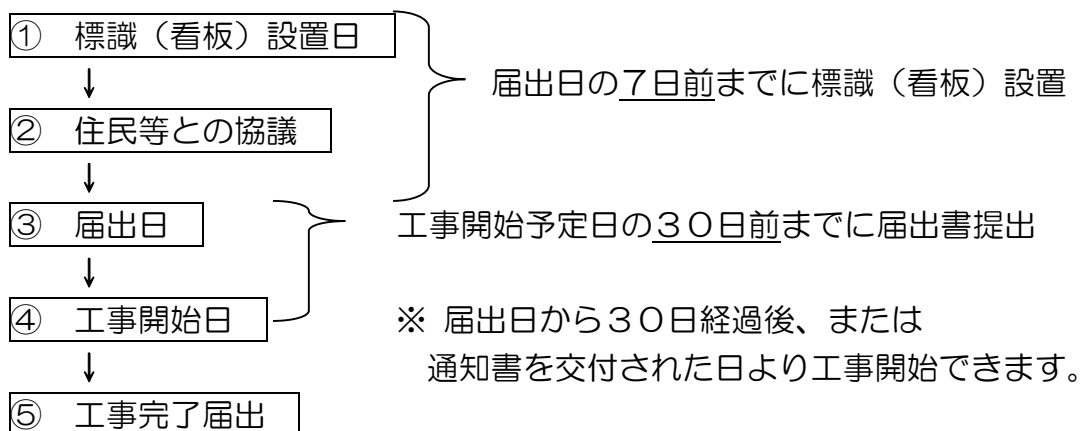
市街化調整区域・宅地造成工事規制区域・近郊緑地保全区域・
風致地区のいずれかに該当するとき・・・

開発審査課 電話：0798-35-3492

市街化調整区域で敷地規模 150 m²以上の資材等置場のとき・・・

開発指導課 電話：0798-35-3691

駐車場等の設置届出の流れ

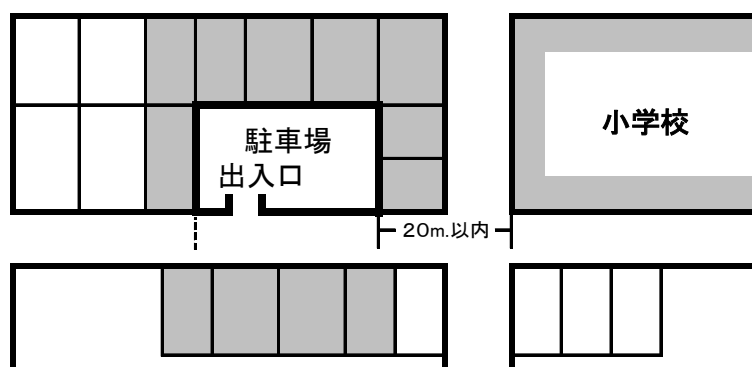


住民等との協議

【 近隣住民の協議範囲 】

- ・ 駐車場等に隣接する土地所有者、建物の所有者または占有者。
- ・ 駐車場等の出入口の対面の土地所有者や建物所有者または占有者。
- ・ 設置した標識（看板）を見て問合せをした人。
- ・ 20m.範囲内にある小中学校等の公共施設。（別頁参照）
- ・ 市街化調整区域にある場合は、自治会等の団体。
- ・ 市長が必要と認める住民、自治会等の団体および公共施設長。

（例）第一種住居地域



【 注 意 】

1. 空き地の所有者も協議対象です。
2. 分譲マンションについては、その管理組合代表者と協議し、各家庭にチラシでお知らせをする。個別で問合せきた住民も報告書に記入すること。
3. 賃貸マンションについては、その建物所有者（オーナー）と協議し、各賃借人にチラシでお知らせをする。個別で問合せきた住民も報告書に記入すること。

標識（看板）設置

【 届出日の7日前までに標識（看板）設置 】

| | | |
|--|------------------------------|-------------|
| 90 cm以上 | | 90 cm 以上 |
| ○○○○○設置予定地 次のとおり施設を設置する予定ですのでお知らせします。この計画についてお 知りになりたい方は、下記の設置者又は施工者までご連絡ください。 | | |
| 施設の種類別 | ○○○○○ | |
| 施設の所在地 | | |
| 施設の面積 | ㎡ | |
| 設置者の住所・氏名 | (電話) | |
| (連絡先) 施工者の住所・氏名 | (担当者) (電話) | |
| 施工期間 | 年 月 日 (着工予定) 年 月 日 (完了予定) | |
| 使用開始予定 | 年 月 日 | |
| 事業の概要 | | |
| 標識の設置年月日 | 年 月 日 | |

【 注意 】

1. ○○○○○には、駐車場、洗車場又は資材等置場の別を記載すること。
2. 事業の概要の欄には、有料・無料の別を記載するとともに、駐車場にあっては駐車車種及び駐車台数を、洗車場にあつては営業時間を、資材等置場にあつては資材等の種類及び内容、使用機械名並びに使用時間を記載すること。
3. 風雨等により、容易に破損し、又は倒壊しない材質及び構造により製作すること。
4. 雨等により、文字が不鮮明にならないようにすること。
5. 施設の工事に着手し、又は使用を開始するまでの間、標識の下端が地上1 mの位置となるように設置すること。
6. この標識は、駐車場等を設置予定地内で道路に面した箇所、その他公衆の見やすい位置に、その工事に着手するまでの間設置すること。

提出書類

【 工事開始予定日の30日前までに正・副各1通を提出 】

- 1. 駐車場、洗車場及び資材等置場設置（変更）届出書（様式第1号）
- 2. 住民等協議報告書
- 3. （代理による届出の場合）委任状
- 4. 付近見取図（住宅地図または2500分の1白地図）
- 5. 施設の配置図（駐車場の区画、出入口等の分かるもの）
- 6. （機械式駐車場の場合）使用機械の構造のわかるパンフレットなど
- 7. 写真（現況敷地、標識（看板）、駐車場等の出入口と接する道路）
- 8. 駐車場、洗車場及び資材等設置工事完了届出書
- 9. その他、市長が必要と認める書類

<資材等置場の場合は以下の書類も添付すること>

- 10. 最寄りの幹線道路からその資材等置場までの搬出入車両の運行経路図
- 11. 作業工程表
- 12. 付帯作業等の使用機械・器具の一覧表

【 備 考 】

『届出書（様式第1号）』について

- ・ 事業者または届出代理人が法人である場合、氏名の欄にはその法人の名称および代表者の氏名を記入するとともに、担当者の氏名も記入すること
- ・ 「公共施設」の欄には、駐車場等の敷地から20m.範囲内にある下記①～③の施設を記入し、各施設の代表者と協議すること。
 - ① 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、盲学校、聾学校、養護学校
 - ② 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設（保育所、児童厚生施設等）
 - ③ 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設（養護老人ホーム等）

『付近見取図』および『施設配置図』について

- ・ 駐車場等の出入口は矢印で表示すること。

工事開始日

- ・ 届出日から30日を経過した後でなければ、駐車場等を設置工事することはできません。ただし、市から『通知書』を交付された日より工事開始できます

工事完了後

- ・ 工事完了後は速やかに駐車場、洗車場及び資材等置場設置工事完了届出書に完成図面、写真を添付し提出すること。

手続きの詳細については「快適な市民生活の確保に関する条例」及び「快適な市民生活の確保に関する条例施行規則」を必ずご確認ください。

記入例

駐車場、洗車場及び資材等置場設置（変更）届出書

提出日を記入 年 月 日

西宮市長

(特定事業者) 住所
 施主、オーナー、経営者等が届出義務者。氏名・印鑑は法人名可。実印でなく認印可。 氏名 印
 (電話) (担当者)
 上記代理人) 住所
 設計会社、不動産会社等の窓口に来る者。電話・担当者は通知書の交付のための連絡先。 氏名 印
 (電話) (担当者)
 条例第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | | | |
|------------------------------|---|--------------------------------------|----------|------------------------|-------------|
| どれかに○ | 1. 駐車場 | 2. 洗車場 | 3. 資材等置場 | 分からない場合は窓口で都市計画図を見て記入。 | |
| 施設の所在地 | 公簿又は実測 (地番:) | | | | |
| 面積 | m ² | 用途地域 | | | |
| 施設管理者 | 住所 氏名 (電話) 特定事業者と同じなら「特定事業者と同じ」を、未定なら「未定」と記入。 | | | | |
| 工事予定等 | 標識設置日 | 年 月 日 | | | |
| | 着工予定日 | 年 月 日 | 完了予定日 | 年 月 日 | |
| 周囲の現況 | 1. 住宅が多い 2. 住宅と非住宅が混在 3. その他 () | | | | |
| | 公共施設 | 敷地20m範囲にある小中学校・保育所・老人ホーム等を記入。 | | | |
| 透水性アスファルト、コンクリート舗装、グリーンブロック等 | 要 | 出入口に接する道路の幅員 | m | 車路の幅員 | 駐車場内の車路の幅。 |
| | 塀・柵 | 有(高さ m・構造)・無 | | | |
| ロボットゲート、ミラー等 | 舗装 | 有(構造)・無 | | 照明灯 | 有・無 |
| | その他設備 | 有()・無 | | 植樹帯 | 有(境界より m)・無 |
| 駐車場の使用形態 | 月極貸・時間貸・無料 | | | | |
| | 対象者() | 月極の場合は「駐車台数×2」。 店舗等は予想される台数。 | | | |
| 出入車両 | 車種 | 1. 普通車及び軽自動車 2. 大型車 3. 特殊自動車 | | | |
| | 駐車台数 | 台(うち大型車 台) | 1日の延べ台数 | 台 | |
| 保管資材等 | 種類 | 1. 資材 2. 容器 3. 機械 4. 器具 5. 土砂 6. その他 | | | |
| | 具体的内容等 | 掘削残土、器具、足場 | | | |
| 資材等置場の場合に記入(以下同じ) | 性質 | 1. 可燃性 2. 等資材などを記入。 | | 気性 5. その他() | |
| | 作業内容等 | 有〔1. 積降し 2. 加工 3. 運搬 4. その他()〕・無 | | | |
| 使用時間等 | 使用機械・器具等 | | | | |
| | 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分 | 休業日 | | | |